

次期資金管理料金(平成28年4月1日から適用)の考え方について

1. 今回の審議に至るまでの経緯

- 1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第73条第6項に基づき、資金管理センターは、再資源化預託金等の管理に関する費用を資金管理料金として、リサイクル料金を預託する自動車所有者に請求できることとなっている。
- 2) 資金管理料金の額については、その構成要素及び設定に関する具体的な考え方等に基づき算定し、当初の料金額は平成16年7月に経済産業・環境両大臣の認可を得ている。その料金額は以下のとおり。

| 料金区分 | 料金額 | 備考 |
|-----------|--------|-------------|
| ① 新車購入時預託 | 380円/台 | |
| ② 継続検査時預託 | 480円/台 | 平成20年1月末で終了 |
| ③ 引取時預託 | 480円/台 | |

- 3) その後、資金管理料金収支の状況を注視し、適宜、台数・費用の変化を見ながら料金水準の妥当性を検証したうえで毎年9月の当委員会にて報告、現在に至っている。
- 4) 資金管理料金の11年収支均衡計画期間(平成17年1月～平成27年12月)が来年度中に終了することを見据え、今後の資金管理料金のあり方について改めて整理したうえで料金改定案の検討が必要となったことから、ご審議いただくこととなった。

2. 現行の料金設定の考え方

- 1) 資金管理業務に要する費用は新車購入時、継続検査時、引取時の收受形態ごとに收受に要する費用の内容が異なるため、自動車所有者への説明性・公平性の観点から、收受形態別に費用を整理。
- 2) 下表、平成16年3月開催の第6回産構審・中環審合同会議(※)での資金管理業務に関する費用負担の基本的な考え方に沿って、自動車製造業者等がイニシャルコストの他、「基盤コストである人件費・施設管理費等」の全額及び「情報システム機器のリース費用やメンテナンス費・外部委託費・通信費・リサイクル料金に関する理解普及に必要な費用等」の一部(半額)を負担。よって料金算定にあたっては資金管理業務の実施に要する費用から自動車製造業者等の負担額を控除(除いて算定)する。

※産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会第6回合同会議

(第6回産構審・中環審合同会議資料より抜粋)

| 費用項目 | 区分 |
|---|----|
| 基盤コストである人件費、施設管理費等 | ● |
| 情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、リサイクル料金に関する普及・広報に必要な費用 | ▲ |
| リサイクル料金の預託收受に必要な費用と資金運用に関する費用 | ○ |
| 独立性・公開性の確保に要する費用 | ○ |

(凡例)

- : 自動車製造業者等100%負担(負担金100%)
- : 自動車所有者100%負担(資金管理料金100%)
- ▲ : 自動車製造業者等と自動車所有者が折半負担(負担金50%/資金管理料金50%)

3) 資金管理業務の実施に要する費用には収受時点のみではなく、使用済自動車となり自動車製造業者等に払い渡されるまでの間の管理コストとして順次発生するものもあり、制度の構造上、複数年度(11年)で適正原価を判断し収支均衡させることが必要不可欠なものとなっていることから、複数年度(11年)で費用(適正原価)を積み上げて、収受形態別に料金を算定する。

3. 次期料金設定の考え方

基本的な考えに大きな変更はないが、現行の考え方に想定されていなかった点を中心に以下のとおり整理した。

なお、現行の考え方と次期料金設定の考え方の詳細については「別紙1」参照。

- 1) 費用の構成を収受形態別に整理することに変更はないが、継続検査時預託は平成20年1月末に終了したため、次期料金における収受形態は「新車購入時」及び「引取時」の2種類となること。
- 2) 料金算出における設定期間を複数年度とすることに変更はないが(次期料金設定は15年)、収支状況を注視し、毎年9月の当委員会にて報告のうえ、必要があると判断した場合は設定期間内でも当委員会での審議・承認を受けた後、経済産業・環境両大臣の認可を経て料金改定を実施すること。
- 3) 平成28年3月末時点での繰越金の取り扱いについては、資料5-1の「5) 収支差額」でご説明のとおり、平成35年度に実施予定の情報システム刷新に要する費用の資金管理料金からの積立額(上限値)4,258百万円に相当する額となるため、料金の算定には算入しないこと。
- 4) 平成35年度以降に行う大規模改修への対応については、現時点ではその時期・規模・金額等が特定出来ないため、料金の算定には算入しないこと。
- 5) 予備費の取り扱いについては、制度開始から実質的に使用したことがないため、料金の算定には算入しないこと。

4. 料金設定の前提条件

主なものは以下のとおり。なお、詳細については「別紙2」参照。

- 1) 預託台数の予測(別紙3及び資料5-3参照)
 - (1) 新車購入時預託台数は、野村総合研究所に委託した調査結果を参考に算出。
 - (2) 引取時預託台数は、過去実績を基に近似式にて算出。
- 2) 料金設定期間
平均使用年数の直近実績を基に15年とする。
- 3) 自動車製造業者等による費用負担割合
現行の費用負担割合より変更なし。
- 4) 物価上昇率
来年2月の当委員会で新料金案を審議する際に、物価上昇率及びその影響額を試算し、その検討結果を以って採否を決定する。
- 5) 消費税率
 - (1) 現行の8%で算定。
 - (2) ただし、次期料金案の算定期間中に消費税率10%引上げの最終決定が為された場合は10%とする。
- 6) 各直課費用および共通費用
直近5年度分の実績をベースに算出する。

以上